

山口県報

平成25年
10月18日
(金曜日)

目次

- 告示
救急病院の認定(地域医療推進室).....
- 公告
特定非営利活動法人の設立の認証の申請(二件)(県民生活課).....
- 土地改良事業施行認可申請に係る決定(農村整備課).....
- 県営一島西地区経営体育成基盤整備事業変更計画書の縦覧(農村整備課).....



山口県告示第四百五号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、次の病院を救急病院として認定した。

平成二十五年十月十八日

名	称	所	在	地	山口県知事 山本 繁太郎
光市立光総合病院		光市虹ヶ浜二丁目一〇番一号		平成二八、一〇、三	
光市立大和総合病院		大字岩田九七四			



(三六二) 特定非営利活動法人の設立の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請がありました。

同項第一号、第二号イ、第五号、第七号及び第八号に掲げる書類は、平成二十五年十一月二十六日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県下関県民局において公衆の縦覧に供します。

平成二十五年十月十八日

山口県知事 山本 繁太郎

一 申請のあった年月日

平成二十五年九月二十六日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名 称 下関の海を愛し護る会

代表者の氏名 山崎 武伍

主たる事務所の所在地 下関市長府江下町二番一〇号

三 定款に記載された目的

マリンスポーツを通じて地域の活性化を図るとともに、自然環境美化活動や自然葬等を実施し自然環境を保護すること。

(三六三) 特定非営利活動法人の設立の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請がありました。

同項第一号、第二号イ、第五号、第七号及び第八号に掲げる書類は、平成二十五年十二月二日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県周南県民局において公衆の縦覧に供します。

平成二十五年十月十八日

山口県知事 山本 繁太郎

一 申請のあった年月日

平成二十五年十月一日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
名 称 下松べんけい号を愛する会
代 表 者 の 氏 名 橋本 暢公
主たる事務所の所在地 下松市生野屋四丁目二番三〇号

三 定款に記載された目的
下松市が所有している蒸気機関車、通称「下工弁慶号」について、適切な保存と活用対策や、復元ミニモデル機の製作と公開運転等を通じて、市民の明るく健康で楽しい街づくりや、子どもたちの個性を伸ばす子育て支援等の活動を行うこと。

(三六四) 新規土地改良事業の施行の認可の申請に係る決定

次の新規土地改良事業の施行の認可の申請は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により、適当であると決定したので、同法第四十八条第九項において準用する同法第八条第六項の規定により、その決定に係る土地改良事業計画書及び定款の写しを次のとおり縦覧に供します。

平成二十五年十月十八日

山口県知事 山 本 繁太郎

一 事業の内容

土地改良区の名称

施行地区

事業の種類

柳井市土地改良区

見貫池地区

ため池の整備

二 縦覧の期間

平成二十五年十月二十一日から同年十一月十一日まで

三 縦覧の場所

山口県農林水産部農村整備課

(三六五) 県営二島西地区経営体育成基盤整備事業変更計画書の縦覧

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定により、県営二島西地区経営体育成基盤整備事業の事業計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり縦覧に供します。

平成二十五年十月十八日

山口県知事 山 本 繁太郎

一 縦覧に供する書類
県営二島西地区経営体育成基盤整備事業変更計画書の写し
二 縦覧の期間
平成二十五年十月二十一日から同年十一月十一日まで
三 縦覧の場所
山口県農林水産部農村整備課

平成二十五年十月十八日印刷
平成二十五年十月十八日発行

発行所 山口県庁
発行人 山口県知事